平成２２年（フ）第１７８７７号
神奈川県川崎市中原区中丸子13―７―3810
破産者　西野健太郎
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９４５号
東京都世田谷区北烏山２丁目９―１―201
破産者　堀江　　孟
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７８号
東京都台東区浅草橋３丁目８番11号
破産者　有限会社サクセス
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７９号
千葉県松戸市稔台５丁目３―１―303
破産者　小林　周二
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１２６号
東京都江戸川区北葛西２丁目22番１号
破産者　有限会社大成製作所
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２１３号
東京都港区新橋４丁目６―３
破産者　土田　裕子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２２３号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷３丁目３番地８
破産者　有限会社モト・パピヨン
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２２４号
神奈川県川崎市高津区上作延451―１　ロイヤルM306
破産者　岩村　正志
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２８６号
東京都板橋区中台３丁目３番３
破産者　有限会社アートレジェンド財城
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２８７号
東京都足立区保木間５丁目13―９―303
破産者　井手　　誠
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２８８号
東京都調布市国領町８丁目14番地の35　第３大竹ビル102号室
破産者　株式会社八重工房
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２８９号
東京都世田谷区祖師谷６丁目31―14　プラムガーデンＢ―121
破産者　渡邊　　徹
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２９６号
東京都世田谷区桜新町１丁目17―11―102
破産者　杉浦　一平
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３２８号
東京都中央区新川１丁目27番７号
破産者　有限会社アドバタイジングストア
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５０号
東京都中央区八重洲２丁目３番７号
破産者　有限会社横岳商事
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５１号
東京都品川区中延３丁目13―３―101、開始決定時の住所東京都港区西麻布１丁目４―36―207
破産者　佐野　茂子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５５号
神奈川県川崎市中原区宮内１丁目24番12―106号　広洋ビッグヴァン等々力公園
破産者　ネクソード・パートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５６号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦４丁目14―１―507
破産者　桑野　憲明
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４１８号
東京都大田区池上８丁目19番１号
破産者　有限会社コバヤシ建窓
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４１９号
東京都品川区八潮５丁目４―16―506
破産者　小林　俊雄
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４５２号
東京都大田区中央７丁目16番20号
破産者　有限会社大吉設備
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４５３号
東京都大田区南馬込１丁目９―１―102
破産者　藤本　隆民
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十三種郵便物認可